

くないので、これが整備についても考慮を望む。

2 医療機関及び薬事監視指導取締について  
県下病院の諸施設並びに管理運営等について、毎年1回厚生省の調査基準によつて、実態調査を実施し、その状況は次表のとおりである。特に、施設設備費を要するものは、各病院とも放置されがちであるので、こ

これらの面の改善方について、更に積極的な指導が必要である。

なお、診療所等の指導取締並びに薬事監視指導については、保健所の調査に述べたとおりであるので、保健所を督励して指導に万全を期されたい。

病院実態調査成績表

部門 年度	診療部門			入院部門			給食部門			管理部門				
	33	34	35	33	34	35	33	34	35	33	34	35	36	
A 級	24	21	23	20	18	20	23	26	27	28	23	21	26	24
B 級	3	8	8	10	9	7	7	1	2	4	3	3	8	5
C 級				1		2	1	1	1		1			7
D 級														
計	27	29	31	31	27	29	31	27	29	31	27	29	31	31

3 医療機関開設許可等の手数料について  
医療法に基く病院開設許可等の事務については、鳥取県手数料徴収規則により手数料を徴収しており、この

うち地方公共団体が開設する場合は、同規則第4条1号を適用して免除の取扱いをしているが、他県の実例もあるので、徴収することにつき当局の検討を望む。

4 衛生研究所について  
定期調査に述べたとおりで、特に、研究員の充実と職制の確立、設備の整備充実につき、当局の配意を望む。

5 食中毒、伝染病等が多発の実情にかんがみ、この病原体の媒介となるネズミの駆除撲滅、不良食品の排除及び、食品製造施設、設備の監視、検査等を更に厳正に実施し、食品衛生の万全を期するため、前記監視職員の充実強化に併せて、活動経費の増額についても検討されたい。

6 中央病院会計の歳入歳出差引不足額は本年度単年度において14,162,497円生じ、これに前年度未不足額46,849,834円を加算すると、61,012,331円となり、不足額は逐年累積されている。

定期調査及び指定事業審査報告に述べたとおり、早急に根本的解決策を講じ、経営の合理化を図るべきである。

予 防 課 昭和37年10月12日 監査

監査委員 松 本 利 治 郎  
同 荻 原 治 郎  
同 堀 江 実 蔵  
同 前 田 玄 一

1 結核健康診断予防接種について  
本年度結核健康診断予防接種費用庫負担金の精算額は4,928,983円。(事業支出済額9,857,967円の2分の1額)で、これに対し国庫負担金受入額5,071,000円、差引き142,017円を国庫に返納することになつていた。

これは市町村実施分の精査検診が、減少したのものであるが、保健所の調査に述べたとおり、特に市町村住民の受診率が低調であるので、住民に対する啓蒙宣伝、計画的な検診の実施等につき、更に市町村並びに保健所を指導督励し、受診率の向上に格別の配意を望む。

2 結核医療費公費負担について

結核予防法による医療費公費負担については、同法の改正により昭和36年10月から著しく増額を見、特に命令入所患者は従来の4倍強と大巾に救われたことは結構である。しかしながら、昭和36年12月末現在における県下の命令入所該当患者は1,673名あり、うち入院療養中の者は928名(命令入所患者449名、自費入院患者479名)で、なお、相当数が在宅療養を余儀なくしている実情である。結核予防対策に万全を期するためには、更に国庫負担枠の拡大につき国に要請の要がある。

また、命令入所措置を円滑に実施するためには、入院後における留守家族の生活補償等救済についての法的対策の実現も望まれる。

なお、当年度医療費国庫負担金は、精算の結果558,892円を返納することになってしたが、命令入所措置の計画的実施についても配慮の要がある。

3 結核管理検診について  
結核予防法の改正により、当年度からは各保健所とも

管理検診を実施していたが、これが強化についても一層配慮の要がある。

- 4 伝染病予防事業について  
1 保育所等集団施設における赤痢多発の実情にかんがみ、これら施設の衛生管理、防疫指導の徹底並びに接種率の低い市町村の予防接種の励行方等の指導については、保健所の定期監査に述べたとおりである。
- 2 当年度の法定伝染病予防費市町村精算額は22,265,791円、この国庫補助基本額18,011,343円で、県費補助金12,007,542円を交付していたが、これに対する国庫負担金受入額は2,314,000円で、3,689千余円が37年度に遅れて交付されることになっていた。これが早期交付につき国に要請の要がある。
- 3 当年度新設を計画されていた八頭郡那家町ほか4町組合立伝染病棟は、建設位置の関係で着工を見ず、従ってこれに対する県費補助金3,082,000円は、昭和37年度に繰越していた。

5 性病予防費について  
性病予防費のうち69,394円は、性病予防法に基いて県が負担した診療費であるが、右負担についての保健所の事務処理を見ると、患者世帯の収入を証明する書類の添付されていないもの等不備の点が見受けられたので、これが適正処理につき指導の要がある。

6 水道敷設整備計画は第1次(35~39年度)で81.2%、第2次(40~42年度)で90%の普及目標を樹て、当年度末で58.4%(小規模施設除く)の普及率となっていた。当年度実施した水道の水質検査の実績によると、不適水の率は26%(前年度73%)で、前年度に比し好転したが、なお、かなり飲料に不適当なものがあることを示している。しかるに、定期水質検査を励行しない町村があるので、更に、検査励行の徹底を図ると共に、簡易水道の平域化による集中管理指導、水道技術管理部会の育成等に努め、水道水の衛生管理に一層努力されたい。

7 し尿処理施設については鳥取市が長期整備計画に基

いて、下水道終末処理施設を総工費11,700万円(処理人口73,000人)で着工していた。し尿処理問題は緊急事業であるので、他の都市部はもちろん、農村部についても、し尿消化槽の設置等積極的に指導啓発されたい。

8 家族計画の普及指導については、実地指導員54名を委託し、生活保護家庭及び低所得階層に対し延24,971名に対し指導されていた。このほか一般住民に対してもこれが普及啓蒙を図り、指導の配慮が望ましい。また人工妊娠中絶を受ける妊婦の処置時期が遅延がちなため死産処分され、この死産率は全国で最高位を占めている。処置妊婦の母体保護のため、早期処置について指導の徹底を期する要がある。

9 未熟児養育指定医療機関は市(鳥取、倉吉、米子)にとどまり、その他地域住民は医療に不便をきたしている。これが指定医療機関の拡大について検討善処を望む。

秘書調査課 昭和37年10月15日監査

監査委員 松本利治郎  
同 荻原治一郎  
同 前田玄一

1 主な業務実情

当課は、教育委員会の議事及び委員並びに教育長の秘書業務と企画調査、職員福祉業務を行っており、本年度は教育長の海外(欧米)教育事情視察及び学力テストが主なる事業であった。

定例、臨時教育委員会及び委員協議会は27回開催されていた。  
調査業務は、産業教育、学校設備の委託調査をはじめ、13項目を実施していた。なお広報活動は、教育時報を6回と教育要覧を発刊していたが、予定より2回減少していた。

2 科学技術研究の奨励補助  
児童生徒の科学技術研究の奨励については、研究補助

の申請14.8件に対し、9.9件、600千円を交付、研究成果の報償金を12件の申請に対し優秀作6件に150千円を交付していた。前年度より小、中学校児童、生徒の科学技術研究に対する意欲は向上しているの、今後ともこの傾向を助長し、知識の涵養、探究心の昂揚に一段と努力されたい。

部門別件数 年度	物理		化学		生物		地学		農業		合計 交付
	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付	
小学校	3.5	4.3	3.8	1.9	1.6	10.2	1.6	4.9	3.7	1.2	19.54
中学校	3.5	5.9	3.7	15.17	12.10	18.22	11.19	7.12	7.8	5.6	65.85
高等学校	3.5	6.3	4.2	1.1	1.1	1.3	1.2	1.1	2.1	2.1	12.9
合計	3.5	15.25	10.17	17.27	14.38	29.57	17.29	11.20	9.11	7.8	96.148

3 教育研究所

教育研究所については、所の監査で述べたとおりで研究機材、とくに専門図書整備に努められたい。

社会教育課 昭和37年10月17日監査

監査委員 松本利治郎  
同 荻原治一郎  
同 前田玄一

1 社会教育活動経費の増額措置について

昭和36年度社会教育費決算額(翌年度繰越額を含む)は、前年度に比較し21,604千余円増加しているが、これは主として青年の家設置費20,880,000円の新規事業費であつて、一般社会教育活動経費は依然として増額を見ず、活動経費不足が社会教育振興のあい路となっている。

予算増額措置につき当局の考慮を望む。

なお、社会教育行政と社会福祉行政の連携及び公民館の施設設備の整備充実と、専任職員の配置等につき配意指導されたい。

2 青年の家設置について  
1 2月県議会において20,880,000円(国庫補助金4,91

0,000円、県費15,970,000円)で鳥取砂丘に建設することが議決されたが、設計並びに着工が遅延したため、年度内には基礎工事(40%程度進捗)のみを執行し、15,551,000円を翌年度へ繰り越していた。  
この敷地の使用貸借契約の締結が遅延していた。

3 図書館及び科学博物館の運営について

図書館分館の在り方並びに図書資料の充実、科学博物館、展示室の拡張による高度利用、宝隆院庭園の管理等については、これらの監査で述べたとおりである。

義務教育課

監査委員 松本利治郎  
同 荻原治郎  
同 堀江実藏

1 教職員組織の改善合理化について

(1) 小学校費に充当した一般県費は747,145,762円で、基準財政需要額を167,773千余円超過し、県財政にとつて相当な重圧となつていいる。この超過額は前年

度より8,229千余円増加している。また、この一般県費持出率は中国各県のうち最高であるので、さらに、新陳代謝の積極的推進を図り給与費の縮減に留意されたい。

(2) 中学校費に充当した一般県費は416,954,811円で、基準財政需要額を45,62千余円超過しているが、前年度より17,102千余円減少し、給与費の縮減は好転を示している。

しかしながら、一般財源の持出率は中国各県中依然として最高を示しているのでさらに年令構成の合理化に留意を望む。

(3) 前述したように基準財政需要額を2億1千3百万余円超過しているのであるが、その内容を分析してみると、本県教職員の平均給与額が高いことが原因の一つであると認められる。教職員年令構成について全国平均と比較してみると、小学校では50才より54才までが約3.5%多い反面、20才より24才までが約7%、25才より29才までが約4.

5%それぞれ少ない。また、中学校では50才より54才までが約1%多い反面、20才より24才までが約4.5%、25才から29才までが約8%それぞれ少く、このため平均給与額が高くなっていると考えられる。継続的新陳代謝による給与単価の引き下げと退職手当の優遇措置を講じ、組織の合理化と効率化を図るよう当局は努力されたい。

2 小、中学校退職手当の額は201,933,298円で、前年度に比較し27,354,338円増加している。これが支出に当たっては、歳出所属年度区分に留意されたい。

3 教職員の研修について  
新教育課程による学習指導要領の改訂に伴い新しい実技面の研修のため、新規に教科振興費20万円を以て、理科、図画、工作(美術)技術、家庭等の実技講習会を実施して619名の参加者を見送いたが、今後とも継続実施し実技の向上を図られたい。

4 特殊教育について  
秘書調査課の実態調査によると、特殊学級または特殊

学校に収容することが望ましいと思われる特殊児童の数は約2,300人に及んでいるが、36年度に2学級増設し、現在設置している学級数は3学級の50人程度に止つてゐる。(37年度は小5中1増)本学級の増設については強い要請があるので当局は予算措置及び担任職員の養成に努め教育の機会均等の谷間を埋めるよう配慮の要がある。

5 小中学校費国庫負担金の精算不足額は4,033,878円で、一応県費で立替え執行しているが、概算交付の合理化につき国に要請すべきである。

高等学校課 昭和37年10月19日 監査  
監査委員 萩原治郎

1 高校教育振興について  
高校教育振興費決算額は3,221,081円で前年度に比較すると979,228円増加している。とくに、36年度は新規事業として長期内地留学制度を設けて理工科系教員の確保を図るため、現職教育費550,000円(旅費350

000円、委託料200,000円)と、高校教育課程編成研究費120,000円(旅費90,000円、需要費50,000円)を計上し執行していた。

また現職教育を充実するため508,000円(前年度300,000円)で教員の資質と教育技術の向上を図つたことは、職員配置の適正を期す上からも適切であるので今後ともさらに、この事業の拡大に努力されるよう当局の留意を望む。

2 生徒急増対策と高等学校再編成等について  
高等学校生徒急増対策の推進、とくに教職員の充実強化対策及び高校再編成、男女共学の問題、学校規模の適正化、学校差の是正、その他進学、就職並びに生徒指導及び旅費の増額等については学校監査で述べたとおりである。

3 盲、ろう学校の運営について  
教職員の充実、生徒の入学奨励並びに就学奨励法に基づき奨励金の取扱等については、学校の監査で述べたとおりである。

4 長期内地学委託料20万円及び高校教育振興費旅費の支出については検討を要するものがあつたので、今後は慎重を期されたい。

昭和37年10月30日 監査

管理課 監査委員 荻原治郎

1 施設設備の整備充実について

生徒急増対策に即応した校舎等施設設備促進、教育財産管理の明確化、産業教育施設設備の充実並びに更新、地元負担軽減措置、高等学校需要費の増額による学校經常費の正常化、建築工事の設計並びに施工の適正化、とくに、分替することのできない一休物に対する地元負担金の取扱いの合理化等の諸問題については、高等学校の定期監査で述べたとおりであるので、当局はこれらの諸点に注意し、事業及び事務の適正な推進に努められたい。

2 高等学校整備について

高等学校整備4ヶ年計画の第3年次に当る36年度工

事の前算額は、前年度より繰越された鳥取西高の12,619,000円を差し引き107,607,000円で、次表のとおり施工されたが、学校移転問題に関連し境高等学校鉄骨屋内体育館が翌年度に繰越されていた。

高等学校名	工事内容	坪数	金額 千円	備考
鳥取西高等学校	管理棟、改築 工事(鉄筋)	758	58,647	前年度よりの繰越分を除く
倉吉農業 "	屋内体育館 (鉄骨)	200	9,990	
倉吉西 "	" "	200	9,870	
八頭 "	" "	300	15,600	
境水産 "	校舎(木造)	25	750	
合 計		1,483	98,857	

本事業執行上最大の問題点は高等学校の定期監査報告でも述べたとおり地元負担金(工事費の4分の1額)の高率であることである。これを軽減することによって学校差を解消し、併せて学校規模の適正化を推進し、教育の機会均等を図るよう検討されたい。

3 産業教育振興事業について高等学校の定期監査報告で述べたとおり産業教育の諸施設設備が産業教育振興法に基づき整備充実されつつあることは結構である。しかしながら、個々の事業内容を検討してみると、急

施を要すると思われる理科実験室の整備に優先して研修室を新設しているもの、設計内容及び施工に検討を要するもの、工事が遅延しているもの等が見受けられるので、予算の効率的執行につき当局は配慮の要がある。

4 高等学校需要費について

36年度高等学校需要費の実質的支出額は18,379,831円で、前年度に比較すると1,680,831円増加している。しかしながら、高等学校の定期監査で述べたとおりPTA等外かく団体への依存度が高いので、これが増額措置につき当局の検討を望む。

5 高等学校土地購入について

36年度は施設費862,000円を以て倉吉西高等学校が145坪、725,000円、鳥取工業高等学校が57坪、157,000

0円を確保したが、37年5月1日現在における高等学校設置基準に対する現有率は40%に過ぎず貧弱な実状であるので、適正な学校用地の確保、とくに、時宜に

6 特殊教育施設設備について

昭和36年度新規事業として理療課程(別科)新設に伴い3,220,000円を以て鳥取盲学校校舎(115坪、単価28,000円)を整備していた。

7 教育財産の取得、管理、処分について

教育財産事務の取扱いについては、各高等学校等の監査に述べたとおりで、鳥取県有財産及び營造物に関する条例に基づき、鳥取県教育財産事務取扱規則の規定による合規の手續き方法によつていないものがある。とくに学校敷地境界等教育財産の調査再確認、財産の交換処分、財産台帳の整備、地上権等権利の設定、登記事務の促進等については、さらに努力を要するもの、慎重を要するもの、未解決となつているもの等があるので、これらの指導に万全を期されたい。

体育保健課 昭和37年10月30日 監査

監査委員 萩原治郎  
同 堀江実藏

1 社会体育費決算額は次表のとおりで、前年度と比較すれば234万余円の増となっており、増額の主なものは県営プールスタンド新設費と国民体育大会が遠隔地の秋田県で開催されたことによる派遣費の増額とである。

社会体育事業別決算状況調 (単位千円)

事 業 別	昭和37年度		昭和38年度		備 考
	5年度	6年度	△	▲	
国民体育大会派遣費	1,403	1,659	256		
県民体育大会開催費	438	483	45		
全国青年大会予選会及派遣費	170	228	58		
ボランティア大会開催費	221	227	6		
体育指導委員研修及び市町村スポーツ振興費	450	462	12		
青少年野外活動促進費	160	158	△	2	
青少年スポーツ活動指導者養成費	150	180		30	

健民運動普及費	49	59	10	
国民体育大会開催事業補助金	390	390	0	
体育大会用具充実費	111	150	39	
体育手強化指導費	100	197	97	
施設整備費	165	1,905	1,742	35年度は普通費用である
ボランティア振興法趣旨徹底説明費	—	48	48	
計	3,805	6,146	2,341	

これらの経費の内容を検討すると、各種大会の派遣及び開催費が48.6%を占め、社会体育指導の経費は僅か19.6%に過ぎず、指導体制も学校体育を含め、指導主事は3名で人員不足が認められる。オリンピック東京大会を目前にして選手強化を実施しており、また昭和36年6月にはスポーツ振興法の公布があり、指導範囲が拡大しているので、指導主事の増員を検討するとともに、市町村体育指導委員の活用をさらに図られたい。なお、市町村体育指導委員に対する研修会を県1会場、市町村9会場開催していたが、市町村会場分については出席者が少く低調であったので、今後の実施方法に

つき検討するとともに、併せて、職域の体育振興助長策も検討の要がある。

2 体育施設については、当年度県営プールの観覧席を新設していたが、他に一般用県営施設は皆無の状態である。スポーツ振興の土台となるべき施設の充実に努力されたい。

3 学校体育については、本年度より、保健、給食と併せて体育の学習指導、施設設備の検討、指導計画の適否等の計画訪問を市町村毎に1校、計35校(小学校24校、中学校11校)及び高等学校6校を実施していたが、施設設備については文部省の学校体育施設設置基準に対する実績を公表し、設備充実の推進とされるよう望む。

4 当年度の保健体育研究指定校は小学校3校、中学校1校を指定し、基礎体育の向上に努力しているが、各郡市1校程度を指定し、研究討議の機会を多くして、児童生徒の体位の向上に努められるよう要望する。

5 学校保健事業は学校保健法、学校安全会法により教

職員及び児童生徒の保健管理、健康診断の事後措置の徹底、新規事業として、学校保健研究協議大会並びに学校環境衛生研究協議会等を開催し、保健活動に努力されていたが、計上予算が不十分と思われるので、経費の増額について考慮の要がある。教職員の休職者は監査日現在49名で結核21名、普通病28名であるが、普通病のうち約半数は成人病であるので、これが対策を考慮されたい。なお、法で定められている保健医師の定数を減員していたが処遇を改善し、専任の設置を検討されたい。

6 学校安全会は発足2年目を迎え、加入率は98.5%で全国平均97%を1.5%、前年度より0.4%上廻っていた。被災状況は前年度(7月より開始)より多発していたが、安全会全員加入の促進に努力するとともに、安全教育の徹底に一段と努力されたい。

昭和36年度学校安全会加入及び給付状況

区分 加入 種別	総人員 人	加入者数 人	加入率 %	員		傷		疾病		死亡		給付額計 円
				件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	
保育所	10,746	10,251	95.4	(10) 94	(35,607) 406,550	—	—	—	—	1	100,000	(35,307) 206,550
幼稚園	2,240	2,169	96.8	(2) 26	(1,448) 14,496	—	—	—	—	—	—	(1,448) 44,496
小学校	79,520	79,435	99.9	(175) 1,348	(213,544) 1,150,458	7	1,672	4	40,000	1	100,000	(213,544) 1,299,150
中学校	46,809	46,760	99.9	(177) 1,112	(199,341) 1,055,175	(2) 57	(1,775) 15,046	1	45,000	—	—	(201,116) 1,095,221
高等学校	21,773	20,135	92.5	(47) 378	(60,458) 281,107	19	7,384	1	15,000	—	—	(60,458) 303,491
計	161,088	158,750	98.5	(411) 2,958	(52,098) 2,587,786	(2) 83	(1,775) 24,102	6	100,000	2	200,000	(512,873) 2,911,888
前年度計	159,530	156,447	98.1	1,891	1,583,754	41	13,246	2	20,000	—	—	1,617,000

(注) 1 国立、私立、特殊、定時制、通信教育等の学校を含む  
2 表中( )は前年より継続の給付を内書で表わしている

7 学校給食は本年度も小学校18校、中学校4校、計22校の施設設備を整備し、普及率(補食給食を除く)は小学校144校72.3%、中学校25校32.4%、児童生徒数で小学校75.8%中学校25.6%と前年度に比し9%程度上昇していった。これにより各市町村の栄養士も増員しており、郡市別にみると、鳥取7、米子7、倉吉8、境港1、岩美2、八頭7、気高1、東伯7、西伯3、県学校給食会1、計45名と前年度より9名増となっているが、配置されていない町村が15ヶ町村あり、実施校185校に対し充足率(全国平均6.8%)4.1%と下廻っている状況である。なお、指導監督の主務課に専任指導員が設置されていない現状であるので、設置方を検討するとともに、市町村教委をして少くとも1名以上の栄養士の設置を奨励すべきである。

8 経理出納その他事務処理について  
① 武徳殿の敷地は日本赤十字社鳥取県支部、建物は大蔵省より借用しているが、借用期間等契約内容に検討を要するものがある。

② 学校給食用物資購入に繰替金を使用していたが、支出料目の検討を要する。  
③ 各種競技会、講習会等概算払、資金前渡をしていったが、精算事務が遅延していたので会計規則の定めるとおり精算をさせたい。

地方労働委員会

昭和37年10月5日 監査

監査委員 松本利治郎  
同 荻原治郎  
同 堀江実藏

1 業務実績について

当委員会が取り扱った争議調整、実情調査、並びに不当労働行為事件等の状況は次表のとおりである。  
実情調査は前年度に比較し1件減少したが、争議調整は12件、不当労働行為事件2件、資格審査9件といずれも大巾に増加していた。

1 争議調整

区分	調整件数		調整結果		摘	要
	調整	停件数	成	否		
35年度	3	15	1	1	1	否は中労委に移送( )は職権で内打切4件を含む。
36年度	(5)	(1)	2	9	8	

2 実情調査

年度	件数	摘	要
35	6	自主解決5件	斡旋に移行1件
36	5	自主解決2件、斡旋に移行2件	職権斡旋に移行1件

3 審査関係

(1) 不当労働行為事件

区分	提訴		処		理		状		況		摘	要
	取下	和解	中労管	移	命	令	令	令	令	令		
35年度	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	繰越1件を含む。取下1件	
36年度	4	1	1	1	1	1	1	2	1			

(2) 資格審査

区分	申立件数	処		理		状		況		摘	要
		認定	格	取下	打切	打切	取下	繰越	繰越		
35年度	21	19	1	1	1	1	1	1	1	繰越1件を含む	
36年度	30	29	1	1	1	1	1	1			

県会事務局

昭和37年10月12日 監査

監査委員

松 本 利 治 郎  
 萩 原 治 郎  
 堀 江 実 蔵  
 同 前 田 玄 一

1 当事務局は局長ほか24名3課1室で県議会運営に関する事務にあたっていた。

2 自動車の運営管理については努力されているが、2車輛共に相当古く維持修繕費は年々嵩み、本年度修繕経費は805,030円(前年度350,801円)を要している。

また、これにも関連し自動車借上料も210,720円(前年度、148,738円)で、前年度に比較しそれぞれ増加

しているので、これが更新について検討善処の要がある。  
 3 県庁舎新築に伴う新しい事象において、当局の権限の在り方について検討の余地がある。

人事委員会

昭和37年10月19日 調査

監査委員 松 本 利 治 郎  
 同 萩 原 治 郎

1 業務実績について

1 職員の採用試験及び吏員昇任試験の実施状況は次表のとおりである。警察官採用試験受験者は前年度に比較しかなり増加していたが、上級及び中級採用試験受験者は、経済界の好況によつてか著しく減少していた。なお、初級採用試験受験者及び吏員昇任試験受験者は、概ね前年度程度に止つていた。また、本年度の合格者は一部辞退した者を除いて殆んど採用並びに昇任していた。

試験実施状況調査

区	分	年度	申込者	受験者	合格者	37.9.30現在		摘
						採用又は昇任者	辞退及びその他	
上級採用試験	"	35	296	228	25	18	7	1
		36	141	109	27	26	1	
中級	"	35	101	90	17	13	4	1
		36	26	16	2	2	1	
初級	"	35	766	548	29	17	12	14
		36	654	554	51	37	14	
警察官	"	35	97	75	20	16	4	4
		36	152	105	24	7	4	
吏員昇任試験	"	35	235	228	67	67	1	1
		36	226	214	33	32	1	
準職員選考資格試験	"	35	319	317	264	264	1	1
		36	1	1	1	1	1	

2 職員の採用及び昇任等の選考状況は次表のとおりである。



区分	件数	内				職	要
		知事部局	教育委員	警察本部局	電気その他		
採用選考(定数内)	126	93	24	5	4	1	
"(準職員)	210	180	22	7	1	1	
昇任選考	217	180	14	14	1	9	
臨時的任用昇任	322	312	2	8	1	1	

3 勤務条件の措置要求並びに不利益処分に関する審査請求の審査の状況は、勤務条件の措置要求の審査については要求2件(前年度は3件)のうち、高等学校2級普通免許状を所有している実習助手に教育職料表(1)の2等級欄を適用する場合昇格取扱いとする要求について、3名は教諭とし他の1名は棄却、また、他の1件である臨時職員(常勤講師)の経験年数換算率を是正する措置要求については、一部の者の承認のほか、職権委任により取り下げられた。なお、不利益処分に関する審査請求の審査について

は、本年度新規に請求のあつた1件を含む5件のうち、1件は取り下げ他の4件はいずれも昭和37年度に持越していた。

2 職員の職務の格付について  
職員の職務の分類の基準に関する規則の改正については、組織機構の改革に伴いその制度所要の改正が行われているが、出先機関の監査の結果から見ると、一部の職務については、均衡上是正につき検討を要するものも見受けられる。関係部局とも連携をとりつつ善処方一層の配慮を望む。

3 旅費関係規定の改正について  
職員等の旅費の支給に関する規則の料程表関係については現実と合致しない点、矛盾する点等があるので修正方検討されたい。

4 経理出納その他事務について  
1 公平委員会事務委託金37000円の一部分につき、歳入所属年度が適当と認めがたいものがあつた。

警察本部 昭和37年10月29日 監査  
 監査委員 萩原治郎  
 同 堀江実蔵  
 同 前田玄一  
 秘書課

1 広報活動の予算措置について  
警察行政の民主的運営を図るため、県広報紙をはじめ各種の広報媒体を利用して広報活動に努めているが、県の広報紙についてはスペース上制約を受け、警察自体の関係予算も未措置のため、警察自体のおそまつな広報紙の発行や関係団体の協力等によつて辛じて活動を行なっている実情である。県広報紙の増頁又は警察自体の関係予算措置につき検討されたい。

会計課

1 駐在所、派出所の新設築促進等について  
駐在所、派出所の新設築促進、維持修繕費増額、果有

警務課

移管の移付及び警察署の予算執行にあつて適期に移管の移付すること等については、署の監査で述べたとおりである。

2 警察官住宅対策について  
警察署員住宅の増設、借上措置、警察後援会住宅等については署の監査で述べたとおりである。なお、警察官住宅の使用については、現在根拠規定がないので、他の公舎、有料職員住宅、無料職員住宅とともに、これら総てに相い通する規定を制定して取扱いを明確にされたい。

1 警察官が勤体制の充実強化について  
警察官の勤体制の充実強化、機動力の整備及びこの維持修繕費並びに自動車用燃料費の増額措置については警察署の監査で述べたとおりである。

2 警察事務の能率化について  
警察事務の合理化対策として当年度県警察能率促進委員会を設けて幹部職員の管理機能の向上、事務手続の

改善と合理化等につき検討されていたが、さらにこれが推進につき一層の努力が望まれる。  
なお、これを推進し、かつ、警察官の手不足、補足のためにも事務機械導入経費の予算措置について検討考慮されたい。

3 警察官の人事交流について  
警察署幹部の人事交流は適正に行はれていると認められるが、署員の中には同一署管下に相当年数勤務しているものが可成りみうけられるが、これが交流を図り心気の転換と能率の向上に配慮が望まれる。

教 養 課

1 音楽隊について

昭和37年5月音楽隊を結成運営しているが、職員配置換等により監査時現在隊員は15名に減少していた。本年度の音楽隊活動経費は618千余円(楽器201千余円訓練、広報出動、同演奏会等旅費230千余円その他時間外勤務手当186千余円)で、装備は整備されたが、隊員の不足が運営のあい路となっている。

街頭演奏等には少くとも25名程度の隊員が必要とされているので、これが運営方針について検討されたい。

2 警察官教養について

当年度実施した警察官の教養実施状況は次表のとおりで、学校派遣教養のほか、一般教養については本部の巡回教養、その他署の行なう召集教養、研究会、講習会等を実施し努力していた。

術科教養を除く他の職能教養については各課の協力体制が特に必要であるので、さらに緊密な連携を図り教養指導の強化に一層努力されたい。

術科体育振興については、鳥取、米子及び境港署に柔剣道特別警備要員を配置する等配慮しているが、経費の関係上十分な活動を期待しがたい実情にある。

なお鳥取警察署武道場の設置については、警察署の監査で述べたとおりである。

昭和36年度警察官教養実施状況

1 学校教養

学 校 別	区 分	科 別	期 間	回数	延人員
警察大学校	高等部	本科	1ヶ月間	1	1人
		1部科	5ヶ月間	4	6人
中国警区警察学校	普通科	正初級幹部科(教官)	6ヶ月間	2	14人
		現任補修科(保健学)	2ヶ月間	4	12人
関東、近畿警区警察学校	専 科	1-2週間	5	5人	
		1-2週間	14	189人	
県警察学校		専 任 科	1-2週間	14	189人

2 一般教養

実 施 主 体	区 分	種 別	実施回数	養 育 人 員	
				数	員
本部		巡回指導 その他研究会、検討会、講習会	77	2,881人	84
各署		業務教養 測定考査 その他研究会、検討会、講習会	332	17,227	15
			15	732	586
				14,579	

捜 査 課

1 犯罪発生状況について

犯罪の発生及び検挙の状況は警察署の監査で述べたとおりである。

2 過去3ヶ年平均の罪種別発生状況は次表のとおりで、罪種別発生構成比は窃盗犯が57.7%の最高で、知能犯15.9%粗暴犯14.4%等の順となっている。

罪種別の発生推移は知能犯、粗暴犯、その他刑法犯が増加し窃盗犯、風俗犯が減少しているが、昨年と大差がない。罪種別の発生件数のうち、青少年にかかるとる犯罪件数の割合は凶悪犯7.1%、風俗犯32%、粗暴犯29.5%、その他28.4%で青少年犯が高率を占めている。次に各月別多発状況7月~10月、窃盗犯10月~2月、姦物犯2月~4月、風俗犯7月、10月、12月などで、多発時期と目されるものがあるのでないかと考えられる。右の傾向を勘案し捜査体制の強化確立をきざされることを要望する。

3 暴力団の取締について

35年度から暴力団取締本部を設置し、暴力団取締に努めてはいるが、依然としてその組織は跡をたたくむしろ

強化の傾向にあるので、所要経費を増額措置し更に強力なる取締対策を検討されたい。

罪 種 別 犯 罪 発 生 状 況 表

罪種別	歴年区分	月 別 発 生 件 数												計	罪種別構成比	上記の内青少年犯		検 査		率 比
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			件数	比	件数	比	
凶悪犯	34	9	6	3	9	1	10	12	7	7	13	15	1	93	1.1%	85	91.4%	90	96.8%	
	35	5	3	6	7	8	5	12	15	11	6	5	2	1.1	77	89.5	84	97.7		
	36	4	8	4	2	11	8	17	8	6	7	6	5	1.2	57	43.0	86	100.0		
粗暴犯	計月別比	6.8	6.5	4.9	6.8	7.6	8.7	15.5	11.3	9.0	10.1	9.8	3.0	100.0	1.2	75.1		98.2		
	34	94	98	66	58	82	102	108	124	101	170	75	91	1,169	14.4	439	37.5	1,171		
	35	81	68	44	42	105	98	111	121	110	77	74	83	1,104	14.4	377	34.1	1,102		
36	69	85	62	87	72	70	127	106	87	87	112	58	1,012	14.5	152	15.0	1,008			
窃盗犯	計月別比	7.4	7.6	5.2	8.8	7.9	8.2	10.5	10.7	9.2	9.7	7.6	7.0	100.0	14.4	29.5		99.9		
	34	359	478	421	354	464	364	554	387	401	440	412	384	4,982	61.3	501	10.1	3,153		
	35	579	450	417	409	351	309	352	225	357	518	357	327	4,409	57.5	480	11.1	2,851		
36	308	347	247	364	316	284	300	283	254	310	440	307	3,760	53.8	323	8.6	2,384			
贓物犯	計月別比	7.8	9.7	8.3	8.4	8.5	7.3	9.2	6.8	7.5	9.6	9.2	7.7	100.0	57.7	9.9		63.8		
	34	8	7	11	1	5	13	8	8	17	4	3	2	95	1.2	10	10.5	95		
	35	2	16	20	31	3	10	11	5	5	4	2	8	111	1.4	13	11.7	111		
36	13	9	4	7	8	1	5	5	1	3	2	1	55	0.8	4	7.3	55			
計月別比	8.9	12.3	13.4	12.6	6.1	9.2	6.2	5.4	9.2	3.1	4.9	5.7	100.0	1.1	10.3		100.0			

35年度から暴力団取締本部を設置し、暴力団取締に努めてはいるが、依然としてその組織は跡をたたくむしろ

強化の傾向にあるので、所要経費を増額措置し更に強力なる取締対策を検討されたい。

防 犯 課

罪種別	歴年区分	月 別 発 生 件 数												計	罪種別構成比	上記の内青少年犯		検 査		率 比
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			件数	比	件数	比	
知覚犯	計月別比	6.5	10.3	8.9	8.4	8.4	8.4	6.7	8.8	8.5	10.3	8.0	7.0	100.0	15.9	5.2		100.1		
	34	88	74	112	54	99	121	65	82	105	105	83	95	1,078	13.3	84	7.8	1,087		
	35	93	207	88	85	86	107	75	104	73	73	162	67	1,262	16.5	85	6.7	1,261		
36	57	88	104	164	118	104	104	164	129	106	70	91	1,270	18.1	19	1.5	1,266			
風俗犯	計月別比	6.6	6.6	4.3	7.6	6.6	5.6	15.5	6.6	4.3	16.5	3.3	16.5	100.0	0.4	32.0		99.0		
	34	4	6	2	1	5	3	4	1	2	2	1	8	16	0.2	5	31.3	16		
	35	2	1	2	6	1	2	5	1	2	8	2	6	45	0.6	14	32.6	42		
36	4	1	2	1	1	2	5	1	1	2	1	1	32	0.5	10	31.3	52			
その他犯	計月別比	6.7	7.4	8.1	6.2	7.3	8.2	9.0	8.1	9.1	6.9	10.5	12.5	100.0	9.3	28.4		99.0		
	34	57	55	60	31	50	66	55	56	66	40	87	67	687	8.5	271	39.4	685		
	35	51	48	51	55	68	54	59	76	62	30	35	58	648	8.5	225	34.4	646		
36	34	53	60	45	36	53	59	62	65	76	79	138	777	11.1	103	13.5	774			
件数計	計月別比	6.7	7.4	8.1	6.2	7.3	8.2	9.0	8.1	9.1	6.9	10.5	12.5	100.0	9.3	28.4		99.0		
	34	592	718	673	489	703	676	806	662	695	774	676	656	8,120	100.0	1,395	17.2	6,297		
	35	615	798	639	730	606	584	622	498	601	794	629	545	7,663	100.0	1,271	16.8	6,098		
36	487	590	483	669	562	483	634	625	546	584	717	600	6,992	100.0	648	9.3	5,605			

防 犯 課

1 青少年非行対策について

(1) 従来5ヶ所の指定であった少年非行防止地区を、36年2月に2署2ヶ所を追加指定し、集中的に非行防止に努力を払っていた。その実績は次表のとおりで、賀藤、浦安地区を除く

他の地区は相当な成果をあげたものと認めた。

青少年犯罪は増加の傾向にある現状から、指定地域の拡大と指導者層の育成等本事業推進に一層の配慮を望む。

少年非行防止地区犯罪発生検査状況調

署名	地区名	指定年月日	区分	犯罪発生検査人員				
				指定前1ヶ月	指定後1ヶ月	指定後2ヶ月	指定後3ヶ月	指定後5ヶ月
坂村	青谷	昭和34. 4. 5	少年人	11	17	1	6	
米子	淀江	34. 7. 1	少年人	32	14	5	11	
境港	外江	34. 10. 1	少年人	22	13	12	8	
八幡	浦安	34. 8. 20	少年人	17	11	6	4	
岩井	田後	35. 2. 5	少年人	14	4	10	4	
鳥取	賀露	35. 6. 3	少年人	15	9	19	5	20
郡家	佐貴	36. 6. 8	少年人	7	3	4	1	
			少年人	4	7	3	9	2
			少年人	2	2	1		

(2) 少年非行阿止と福祉を図るため、民間有志者の協力を得て各署管内に少年輔導共助員を委嘱し活発に輔導活動を行なつており、共助員の数は36年度末で746名、監査日現在748名に達していた。

共助員の活動費としては、36年度には予算の計上はなく、37年度に共助員120名分の活動費として12万円の子算計上を見ていたが、これは実人員から見ると年間1人当の活動経費は僅か160円に過ぎない。予算計上人員と実人員との食い違いの大きなこと、各警察間の共助員数密度の格差の大きいことなどを考慮し、適正なる共助員の数について検討を加えられたい。

2 防犯団体の育成強化について

防犯活動については警察署の監査で述べたが、自主的防犯組織活動の中核である鳥取県防犯協会連合会を中核とし、県下における防犯団体の数は監査日現在141に達し、36年に未結成であった鳥取、米子地区も結成を見て、県下一丸の組織が整備されていた。今後はこれらの育成指導に努め、民警一体の防犯活動の強化に一層努力されるよう望む。

鑑識課

1 鑑識器材の整備について

科学的捜査と犯罪の悪質巧妙化に対処するため、鑑識器材の整備充実に努められてはいるが、現有器材ではなお不足のものがあるため、これらの整備については国に強く要請するほか県費予算措置につき検討されたい。

警備課

1 特記事項なし

警ら交通課

1 職員の適正配置等について

(1) 駐在所、派出所の外勤職員配置については、定員249名に対し、監査日現在の現員は244名で5名の欠員を生じていた。前述のとおり警察官の充実について一層努力されたい。

(2) 本部外勤担当職員は、監査時現在、係長以下3名で、うち1名は超短波無線通信業務を担当していた。警察官の43.5%を占める外勤職員の指導体制強化のため、担当職員の増員配置につき検討善処されたい。

(3) 自動車運転免許関係の実績は、次表のとおり、35

年度における道交法関係規程改正の影響のためか原動機付自転車については前年度よりかなり減少を示しているが、自動車については相変わらず増加の姿勢を示し、32年度に比し自動車294.4%、原動機付自転車についても417.9%の増加となっている。また、これに伴い自動車運転試験手数料も32年度に比し374.5%増加している。しかるに、本部担当職員数は32年度当時より僅かに1名の増員を見たのみであるので、事務の迅速かつ適正な処理を行うため、職員の増員と事務能率化に必要な機械導入整備について検討されたい。

区分	年度			備	考
	3	2	年		
自動車 免免許 再新交	申請検査付 件数 7,221件 3,692 2,881 455	14,229 100.0%	17,187件 8,562 5,338 675	22,812件 12,835 5,335 919	
原動機付自転車 免免許 再新交	申請検査付 件数 1,854 394 37	2,285 100.0%	(16,021) 13,735 2,069 325 16,149 (16,021) 706.7%	(9,055) 6,015 2,857 678 9,550 (9,055) 417.9%	32年分については資料不足のため記載せず 申請件数を除く
試験手数料収入 件数	4,532,800円 100.0%	13,788,500円 303.8%	16,975,230円 374.5%	警察署収入分も含む	
当補助者 担当者	3人 4人	4人 4人	4人 4人		

(注) 原動機付自転車免許(許可)事務は警察署の所管である。

2 交通取締について  
交通取締については警察署の監査で述べたとおりである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市三丁目(三軒茶屋)  
電話 二五〇五(三軒茶屋)  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町